

議事日程(第5号)

平成31年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第13号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第2 議案第14号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第15号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第16号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第17号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第18号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第20号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第21号 学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第22号 高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第11 議案第23号 平成31年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 議案第24号 平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 平成31年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第33号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第13号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第2 議案第14号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第15号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第16号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第17号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第18号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第20号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第21号 学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第22号 高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第11 議案第23号 平成31年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 議案第24号 平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 平成31年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第33号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 後藤 正弘君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	横山 英二君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	…	鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。議会運営委員会より御報告いたします。

今定例会に提案されました案件は全部で29件であります。その中にはもう既に採決された案件もありますし、2つの常任委員会及び特別委員会に審査を付託され、本日、委員長報告及び採決を待つ案件もあります。

そのような中で、本日、執行部より新たな案件の提案がありましたので、午前9時より議会運営委員会委員全員、執行部より副町長及び関係課長3名が出席し、第3会議室において委員会を開催いたしました。

議案第33号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についての説明を受け、特に委員より意見はなく、今定例会に追加提案することで、委員全員の意見の一致を見たところでございます。

なお、委員長報告におきましては、議案第13号から22号までと24号から32号までが常任委員長の報告となり、23号の31年度の一般会計予算につきましては、特別委員会委員長の報告が間に入る形になりますので、変則的ではありますが、議員各位及び執行部の皆様の御理解をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり、議事を進めます。

日程第1. 議案第13号

日程第2. 議案第14号

日程第3. 議案第15号

日程第4. 議案第16号

日程第5. 議案第17号

日程第6. 議案第18号

日程第7. 議案第19号

日程第8. 議案第20号

日程第9. 議案第21号

日程第10. 議案第22号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてから日程第10、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本10件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成31年第1回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、議案第16号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定についてです。

委員会は、3月7日、8日の2日間、第1委員会室において委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、今回付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

それでは、議案順に報告をいたします。

まず、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、建設管理課より、町道路線のルート変更による規定の変更で、周辺航空写真による路線図とあわせて説明がありました。

町道水谷原・式本松線は、水谷原地区から工業用地に通じる道路で、終点を改良する道路まで延長するものであるとの説明がありました。

次に、通称、神祭野坂の町道認定路線を、新しい路線を防衛省の予算で整備する新しいルートに変更し、従前の町道を町道茂広毛平付・式本松線の(2)の新規路線として認定するものと説明を受けました。

なお、式本松橋から直進する道路になるよう改良するとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、町道路線認定及び変更で、町道の延長、管理費用についての計画はどうなっているのかとの問いに、2車線の片側歩道つき道路で工事が完成することにより、これまでの維持管理費用よりは安くなるとの説明でありました。

委員より、町道茂広毛平付・式本松線は、道路が完成すると全面閉鎖するのかとの問いに、完成後は通行自体は閉鎖となるが、下水道施設等があるので道路としては町が管理する。ただし、8割近く工事によって削られるとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、総務課より今回の改正は長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保等のために成立した働き方改革の法律の整備が、平成31年4月から施行され、それに伴い、地方公務員にも同様に措置をするための条例改正であり、規則の一部改正とあわせて説明がありました。

質疑に入り、委員より、キャノン関係の工事を担当する職員が長時間労働を強いられているが、どのぐらいの時間外勤務となっているのかという問いに、平成29年度の実績では、相当時間の時間外勤務となっており、平成30年にかけて職員に負担をかけている状態であるとの説明がありました。

委員より、長時間労働の対策をする必要があるのではないのかとの問いに、厳しい職場環境になってしまったことで、健康相談やストレスチェックなどを実施し、職員の体調管理に目配り、気配りの配慮をしている。ことし4月に土木技師を2名、採用する予定であるとの説明でありました。

委員より、キャノンには何人で対応しているのかの問いに、建設管理課4名から5名との説明を受けました。

委員より、この改正によりどのように変化するのかとの問いに、条例及び規則の一部改正により、時間外勤務の条件が規定で定められ、時間外労働時間の上限や対応策が明確になるとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第16号、高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課より、今回の改正は中学校に部活動指導員を配置することに伴い、その報酬額を定めるため、所要の改正を行うものと説明があり、報酬額は国が示している積算単価などの基準に基づき、時間額1,600円で、現時点では高鍋西中学校のジュニアラグビー部へ1名の配置希望があるとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、万が一に事故などが発生した場合の対応や校長及び教育委員会への通知などのマニュアルはできているのかとの問いに、町教育委員会や学校において部活動の指導員の任用前や後に研修を定期的に行うこととされており、その中で、事故などの現場対応については十分に周知するとの説明がありました。

委員より、コーチングの資格がある人でなければ難しいという場合は出てこないのかとの問いに、資格は定めないが運動部指導のガイドラインが定められており、指導員は事前及び定期的な研修が義務付けられているので、そういったフォローがなされているとの説明がなされました。

委員より、指導者が自衛隊員の場合、報酬などの受領は大丈夫なのかとの問いに、事前に隊に届け出ているとのこと、公務員の場合、営利企業など報酬等を受領する場合は届け出をすることとなっており、その手続きは必要であるとの説明でありました。

委員より、指導員について、役場としてバックアップするような方向性はあるのかとの問いに、職員の中でも数名スポーツ少年団などの指導を行っているが、報酬を受け取らず、ボランティアとして活動しているとの説明であり、新富町では地域貢献活動を促す意味で、基準などを明確につくり取り組んでおり、本町としても今後検討していきたいとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務課より今回の改正は樋渡地区に津波避難タワーが完成したことにより、第3条の表に追加するもので、津波避難タワーの概要について説明がありました。

質疑に入り、委員より、管理運営・清掃についてはどうするのかとの問いに、高鍋町が維持管理することになる。震度5で鍵ボックスが開くシステムになっているので、点検は定期的に行うとの説明がありました。

委員より、備蓄品などの内容についてはとの問いに対して、その詳細説明を受けました。

委員より、公民館行事としての防災訓練には使えるのかとの問いに、申請していただければ総務課で判断し、許可するとの説明でありました。

委員より、避難人数は1階、2階あわせて256名なのかとの問いに、1階2階あわせての人数であるとの説明がありました。

委員より、国道10号線を通過する車両が避難することは想定されているのかとの問い

に、想定していないとの説明でありました。

委員から、鍵の管理はどうなるのかとの問いに、鍵は樋渡地区の公民館長に渡し、管理者を指名してもらうことになる。有事の場合は入り口のボードを蹴破れば鍵がなくても入れるとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、建設管理課より今回の改正は、宮崎県の占用道路占用料徴収条例の見直しに伴い、本町においても県の単価に統一するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、議員より、道路占用料の徴収料は年間どのくらいの金額になるのかの問いに、この改正により年間4万円から5万円の増収となり、年間総額は400万円ぐらいであるとの説明でありました。

委員より、道路占用物の電柱、NTT柱、その他設置物などのデータ化はしてあるのかの問いに、道路占用物件の管理は紙媒体で行われており、データ化されていないとの説明でありました。

委員より、電柱の地中化は考えていないのかの問いに、電線、電話線等の地中化の工事費は全て高鍋町が負担しなければならないのでできない。中央公民館前の道路だけはできているが、九州電力やNTTにとっては採算性を考え、投資はできないとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について、上下水道課より上下水道事業の運営において、今後、必要な財源、更新事業の整備や緊急の場合のために積み立てる財政調整基金を制定するものであり、現行の下水道事業債償還基金は廃止し、基金残はこの財政調整基金に引き継ぐ予定であるとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、経済事情の変動により財源が著しく不足する場合とは高鍋町全体を指すのか、下水道事業の範囲において行うのかとの問いに、下水道事業に関してのみであると説明がありました。

委員より、基金積み立ての原資は何をもって充てるのかとの問いに、消費税の還付金と県からの交付金であるが、県からの交付金は現在、廃止されているため、消費税の還付金しかないとの説明でありました。

委員より、消費税の納税額の解釈の違いの問題については、税務署と相談しながらやってきたと思うが、どこで判断が違ってきたのか、税務調査を受けたきっかけは何かとの問いに、税務署とはその都度、相談をして申告を行ってきたが、何ら指摘を受けなかった。特定収入の計上において見解の違いがあった。税務調査のきっかけはわからないが、ことしの還付額が大きかったので、税務署が詳しく調べたのではないかと説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告します。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、今から審査の報告をしたいと思います。

第1回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第14号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について、議案第18号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条

例の一部改正について、議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。報告については、議案順で行いたいと思います。

審査は、第4委員会室において、3月7日、8日の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名参加のもとに行いました。

まず、議案第14号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について、健康保険課より資料が提出され、説明が行われました。

予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する説明で、インフルエンザなどの自ら行う予防接種と違い、集団予防接種は義務的なものであります。三種混合予防接種などによる死亡、障がいとなる事故を受け、閣議了承により、昭和45年、1970年に予防接種健康被害による救済措置が講じられたことにより条例化されたものであるとのことでした。

救済措置の内容が説明され、総括質疑でも答弁されたように、今までこの条例を利用したことはなく、救済が町と国と別個の書類提出となるより1箇所済むことがよいとのことで廃止するというものであるとのことでした。

委員からの質疑はなく、意見、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第18号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についての税務課からの説明では、国の法改正の伴う改正であるとのことでした。

委員から、2年を経過するとはどういうことかとの質疑に対し、課長より、例として世帯主が75歳以上となった場合、扶養者である妻が国民健康保険者で残る場合、2年間だけは均等割、平等割を減額するというものであるとのことでした。

質疑が終了し、意見、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、社会教育課より公民館の利用条例では9時からの使用規定しかなく、会場準備などで8時からの要望が出されており、今回、条例を改正し、利用しやすくするものであるとの説明でした。

委員から、部屋とステージでは料金は別なのかとの質疑に、合唱などは練習場所に限定はないが、ステージしか利用できないなど制約がある場合については、利用しやすい環境を提供するようにしているとのことでした。

また、準備であれば無料でいいのではとの質疑に、建物を管理する上で、どうしても職員などがいないといけないので、無料とするには無理があるとのことでした。

質疑が終了し、意見、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、昨年12月で指定管理運営としましたが、利用アップを行い、利用料収入増額を図ることなどを考え、今回、施設使用料を設定するものとの説明でした。

委員より、使用料が多くなった場合、指定管理者に関する費用減もあり得るのか、地域

利用については、現在どおりかとの質疑に対し、利用が大幅にアップをお願いし、期待をしている。また、地元利用については何らかわるものではないとの答弁がありました。

質疑が終了し、意見、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わりたいと思います。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第14号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、反対の立場で討論をいたします。

町道路線がふえることは、益となるところもありますが、町内を見渡して、狭い道路が存在しており、災害時について、避難についても困難であると言わざるを得ない地域もあります。

今回、キャノンのために道路新設及び改良することは、地域の方々から交通安全面で心配があるとのお話も聞き及んでいるところです。

現在ある道路改良などへの頑張っていたいただいておりますけれども、それでも予算確保は大変厳しい状況です。確かに防衛省補助関連予算によるものもありますが、町負担分も決して少なくはありません。優先課題をしっかりと踏まえていただきたく、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第14号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この案件は、働き方改革に基づき決められており、地方自治体ではどうすることもできないものとの認識は持っているところです。時間外についてもあらゆる面で、公務員の働き方が生産収益を旨とする企業倫理が働いているとしか思えませんが、公務員の働き方、それとは違うと私は思います。

少子化を言うなら、働く人々が気持ちよく働ける職場環境の整備を要求し、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第16号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

部活動に対して専門性のある指導者を確保した上で、教職員が部活動指導などで放課後土日などの出勤は当たり前の時代は過ぎ去るのが必要だと私は考えます。しかし、そのためをお願いする指導者がどうしてもよいというわけではなく、きちんと身分保障を行い、気持ちよく指導していただける環境を構築していただくことを要望して、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第16号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

災害が起きないことが一番よいと思います。しかし、起きたとき、住民の安全安心を確

保する対策に十分過ぎることはありません。これで、要望、予定した津波避難タワーは2カ所とも完成です。万が一のとき、だれでも一時避難ができる場所として、備蓄品についても不十分であっても準備を怠らず、お願いをして賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第18号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

道路占用料は大事な自主財源です。この改正により歳入がアップとの答弁がありました。わずかであってもそのように県が九電などと話し合い改正されたことは評価できますので、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

公民館という縛りの中で、利用者への便宜を図ることは大切なことだと考えます。できれば利用料については配慮が必要ではなかったかと考えますが、利用者の声を大切にすることについて賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

蚊口の学習等共用施設については、当初から町単独でという話がありましたが、防衛省補助があるということで建設されたいきさつがあります。運営については、当初は公民館長がわずかな報酬を地域からもらっての運営でした。しかし、町が運営補助をしっかりと行い、運営管理を蚊口の方が頑張ってくれました。今回、利用料を入れることで新たな展開を期待しておられますが、高齢者が多くなりましたので、地域の方々に喜んでお使いいただくことをお願いして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第23号

○議長（青木 善明） 日程第11、議案第23号平成31年度高鍋町一般会計予算を議題といたします。

本件は、一般会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 御報告いたします。

平成31年第1回高鍋町議会定例会において、一般会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第23号平成31年度高鍋町一般会計予算の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、3月11日から15日の5日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行っております。なお、予算書のほかに予算説明資料等を準備してもらい、よりよい審議が行われたと考えております。

初めに、財政経営課です。平成31年度一般会計予算歳入の性質別構成比と歳出の目的別構成比及び性質別構成比の全体的な説明を受けております。

新規事業では、公共施設劣化点検診断業務委託があり、これは国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、施設ごとに策定が義務づけられている個別施設計画を策定するために必要な施設の劣化状況等を判定するものであります。

なお、そのほかに、施設協力金162名分の歳入、庁舎内のATM、自動販売機5台、公衆電話設置使用料等を所管しているとの説明を受けております。

その後、質疑に入り、委員より、予算編成するに当たり、各課からの当初予算は要求金額どおりであったのかとの質疑に、昨年11月ぐらいから予算編成を初めているが、初めは大まかな概算要求であり、全て要求どおりではないとの答弁。

次に、委員より、財政調整基金残高は財政健全の意味でどのくらいが妥当であると考えているのかの質疑に、標準財政規模が48億円である。その2割の9億6,000万円程度であるから約10億円程度が妥当と考えるとの答弁。

また、委員より、補助金や委託金について精査されて補助できているのかとの質疑に、実績を把握し、適正に計上されているとの答弁がありました。

次に、地域政策課です。主な事業について、文書広報費では、高鍋町の広報PRに係る経費、これは高鍋町ホームページの運用管理、広報たかなべやお知らせたかなべの発行、テレビ、ラジオによる広報番組放送事業等に関する事業との説明。

企画費では、高鍋町の地域活性化等に係る経費です。これは、高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略や高鍋町人口ビジョンの改定、人口減少対策アンケート調査の実施、お試し住宅の改修工事などの事業があるとの説明を受けております。

総務管理費の諸費では、交通行政等に係る経費、これはなでしこバス運行委託、廃止路線、代替バス等の運行に係る補助です。新規事業としては、百済王族伝説等活用市町連携推進協議会があり、これは百済王族に関連のある高鍋町、木城町、美郷町、そして日向市が連携する事業であります。

また、その他商工費、観光費など詳細説明を受けて審議に入っております。

委員より、ふるさと納税を10億円とした理由はとの質疑に、詳しい計算はできないが、昨年11月の見直しから現在の推移を考慮し10億円としたとの答弁。

また、委員より、返礼品の事業者の事業者数の変化はとの質疑に、平成30年は69社であったが、見直し後、56社であるとの答弁です。

次に、ふるさと納税委託管理者をほかにふやす予定はあるのかとの質疑に、今後、サイトをふやす予定ではあるが、新たな管理者はふやさず、現管理者だけとする。これは、管理者を1社とすることで、サイトごとに差異が生じなくするためとの答弁です。なお、委託料に関しましては2%アップ予定をしているとのことです。

次に、人口減少対策アンケート調査の業務内容はとの質疑に、業務内容は高鍋町の基礎資料を作成し、高鍋町の魅力を再発見することであるとの答弁。

また、まちなかチャレンジのこれからをどう考えるのかとの質疑に、商店街だけでなく地域の空き店舗の活用も考えていきたい。そのためには、現条例のままでよいのかも考慮

していききたいとの答弁でありました。

次に、地域おこし協力隊員の有機栽培及び特別栽培推進業務とは何かとの質疑に、有機栽培の指導ができる外部の人材を採用し、ロールモデルとなる農家の方たちをふやしていきたいとの答弁でありました。

次に、農業政策課です。新規事業で主なものは、高齢母牛更新対策事業補助金、これは7歳以上の繁殖母牛を成牛市で出荷し、県内の公設の子牛競り市で導入、または評価し、自家保留した6カ月以上3歳未満の黒毛和種の購入等に要する費用に対し補助を行うものであります。

次に、再造林推進事業補助、これは林業経営の振興と森林資源の増強を図るため、児湯広域森林組合が取りまとめを行い推進している新植促進事業に対し行う補助であります。

その他、森林整備意向調査委託など、農林水産業費の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、農産物加工場についての使用料は主にどんなものが多いのかとの質疑に、30年度2月までの実績では、コイン精米機使用料が最も多い926人での利用、30万3,500円、ほかはそば粉の製粉で24人、3万5,200円、米粉の製粉で49人、1万8,200円、加工施設の利用で60人、4,400円との答弁でありました。

次に、森林整備意向委託はどこに委託するのか、また再造林推進事業補助の目的はとの質疑に、意向調査については児湯広域森林組合に委託する予定であります。再造林推進事業補助は林業経営の振興と森林資源の増強を図ることが目的であり、1ヘクタール当たり7万5,000円の補助を行なうとの答弁。

次に、猟友会のメンバーが減っていると聞くと、高鍋町では何かしらの対応は考えていないのか、またカラスの被害対策の方法はとの質疑に、猟友会は現在18名ほどであり、町内では10名ほどがメンバーである。メンバーの減少についての対応は特段していないとの答弁。

また、カラスの被害対応については、連絡を受けた後、職員が見回りをし、猟友会を呼ぶかどうかを判断している。なお、近隣の町からも飛来してきているので、木城町などにも協力を求め、駆除の連携を行いつつ、わなである檻を高鍋町だけでなく木城町にも設置できないか検討していきたいとの答弁でありました。

そのほかに、鳥獣被害対策マイスター、老瀬地区農地整備事業促進等についても質疑があり、詳細説明を受けております。

次に、農業委員会です。歳入歳出の詳細説明を受け、委員より農業者年金加入者はとの質疑に、旧法での年金加入者は139名、新法では32名、待機者42名との答弁、また、旧法と新法との相違点については、旧法が賦課方式であり、そのときどきの高齢世代に対する年金給付であります。新法は積立方式であり、将来自らのための年金給付とのことであります。

次に、非農地判断はとの質疑に、個人からの非農地証明願以外はしていないが今後非

農地判断は積極的に行っていきたいとの答弁でありました。

また、埋却地再生事業については1箇所だけが買い手が見つかっていない。これは、もともと養鶏場であったことや過去に栽培実績がないことなどが要因との説明を受けております。

次に、税務課です。歳入は主に前年度実績を踏まえ、伸び率や平均収納率を掛け合わせ予算計上しているとのこと、また、平成31年10月に自動車取得税が廃止されることから、環境性能割が新設されるとの説明を受けております。歳出では、徴収嘱託員廃止の説明を受けております。

委員より、徴収嘱託員を廃止することによる影響はあるのかとの質疑に、以前から行っている自主納付の推進を一定基準満たしていると考え廃止とした。影響はゼロとは言い切れないが職員でカバーするとの答弁。

次に、滞納繰越はとの質疑に、滞納は死亡もしくは処分する財産がない人など人それぞれであるが、今後も滞納がないよう努力するとの答弁です。

次に、平均収納率にプラスアルファとして努力目標も加味すべきではとの質疑に、収納率向上は当然であるが歳入はシビアに見る必要があるため、努力目標は加味できないとの答弁でありました。

次に、新築固定資産算定の基準はとの質疑に、国が定める単価表を基準とし、算定しているとの答弁です。

次に、町民生活課です。歳入で主なものは戸籍手数料、証明手数料、清掃手数料、委託金では国民年金事務取扱交付金、宮崎県環境整備公社貸付金元金収入等など、歳出では戸籍住民基本台帳費、衛生費等の説明を受けております。

委員より、不快害虫駆除の内容は昨年と同じなのかとの質疑に、過去3年の実績を踏まえ安価で効果が見込めるものを使用することとした。駆除剤共同購入の対象世帯数はふやしているとの答弁です。

次に、エコクリーンみやぎの裁判についての質疑に、平成29年に一審判決が出たが、現在はまだ控訴中である。この問題については、裁判終結まで県が責任を持つこととなっているとの答弁です。

次に、猫のふん害の苦情があるが、対策は考えているのかとの質疑に、犬と違い猫に対する法律、条例がないため、適正に飼われていない猫については住民の方にその旨、注意し、お願いをすることが現状であるとの答弁。

また、委員より、猫についての条例を定めている自治体もあることから、条例制定を検討してみてもとの意見がありました。そのほかにごみ回収、墓地管理、染ヶ岡最終処分場等の質疑も行っております。

次に総務課です。歳出の主なものは、臨時職員管理システム導入委託、これは各所属で支出している非常勤職員等の報酬等が会計年度任用職員制度導入により管理が複雑となるのを防ぐために導入するものであります。

また、クラウド環境利用、これは基幹系業務システムサーバーを庁舎内で設置し運用していたが、民間のデータセンターに設置し、運用するものです。

庁舎内にも最低限度のサーバー機器を設置し、データは庁舎内のサーバー及び遠隔地の別の民間のデータセンターにバックアップするとの説明を受けております。そのほか、農林業センサス、全国家計構造調査、交通安全対策費等の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、消費者行政関係補助で本町が弁護士にお願いしていることはあるのかとの質疑に、無料法律相談事業に対して弁護士の立場から解決してもらうことはもちろんであるが、その際に、相談員のレベルアップを図るため相談に同席させてもらっているとの答弁。

次に、全国家計調査など委託されている事項について、何かしら問題が起こったことはあるのかとの質疑に、これまで問題は発生していない。また、調査員には事前に秘密厳守を徹底するよう指導している。これは、統計法で守秘義務や罰則規定もあることから事前に指導しているとの答弁です。

次に、地域の方が清掃活動を行う際のボランティア活動、総合補償保険料の算定根拠はとの質疑に、高鍋町の全世帯数掛ける40円との答弁。続けて、周知はどう行っているのかとの質疑に、行政事務連絡員にその旨、知らせており、各地区の住民は周知していると考えますが、お知らせしたかなべでも今後周知させていきたいとの答弁でありました。

次に、防犯灯設置について整備予定を早めてほしいとの要望があるのかとの質疑に、順番は決まっており、またそのような要望はないが、緊急性や要望があれば検討していくとの答弁でありました。

次に、選挙管理委員会です。ことし夏に執行される参議院選挙、4月に施行される県議会議員選挙の詳細説明を受けて質疑に入っております。

委員より、投票立会人の選考基準はあるのかとの質疑に、特段基準はないが地区住民の方をよく知る方が望ましいと考える。そのため、前回していただいた方に投票立会人をお願いする傾向にあるとの答弁でありました。

次に、上下水道課です。衛生費では、合併浄化槽に係る歳入歳出の説明、土木費では都市下水路管理手数料や下水道事業特別会計繰出金の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、合併浄化槽に関して個人が管理するが、管理費がいくらになるか調査しているのかとの質疑に、四、五年前の資料ではあるが、5人槽では保守点検が1万8,900円、清掃が1万7,850円、法定検査が3,800円、電気料が7,000円で、年間4万7,550円程度になるとの答弁、なお、下水道利用でも5人槽では同額程度であるとの説明を受けております。

設置費用では浄化槽単体の設置費用は約60万円、今回の補助額48万2,000円を差し引くと個人費用が11万8,000円となり、下水道地区は受益者負担がかかり、80坪の土地で約10万円となることから、ほぼ同一となることから、協議の結果、今回15万円の補助額を上乗せしたとの答弁でありました。

次に、都市下水路について、今までの工事請負費であったものを手数料とすることで素早い対応ができるようにしたとの説明を受け、委員より、台風や大雨のときに土砂の堆積等があったのかとの質疑に、都市下水道路にある眼鏡橋部分等に流木がかり、土砂の堆積が発生したとの答弁でありました。

次に、建設管理課です。主な事業について、初めに法定外公共物維持整備事業、これは、里道水路等の適切な維持管理を行うものであります。

次に、建築物耐震改修等補助金、これは木造住宅耐震化リフォームや危険ブロック等、除去作業の補助事業の見直しによる増であります。

次に、単独道路改良事業、町道の改良や舗装工事を行い、通行の利便性をよくする。なお、平成31年度においては5路線の道路改良に係る測量設計、工事、用地買収、そして補償等の事業を行うとの説明を受けております。

次に、防衛施設周辺道路改修等事業、これは防衛省の防衛施設周辺道路改修等の事業補助を受けて神祭野坂を含む町道茂広毛平付・高岡線の改良を行うとの説明。そのほか道路維持、社会資本整備総合交付金事業、公園管理事業など、その他項目においても詳細説明を受けております。

また、改修工事整備事業が多いことから、説明資料のほかに地図、現場の写真などを照らし合わせ説明を受けております。

委員より、駅前の自動車駐車場の駐車場スペースが空いていても満車となっておりとめられないとの声がある。そのため、他の利用法はないのかとの声も上がっているがとの質疑に、駐車は66台駐車可能であるが、その役半分が定期利用者が利用している。そのため、定期利用者が駐車しないと空いているようにみえるが、実際は定期利用者が常に利用しているとの答弁です。

次に、公園の樹木の管理はどこが事業者が行っているのかとの質疑に、公園の規模によって違っている。大きな公園は専門業者が管理し、比較的小さい公園はシルバー人材センターが管理しているとの答弁です。

次に、建築費の空き家管理システムの仕組みとはの質疑に、インターネット上の高鍋町の地図でどこに空き家があるか判別できるシステムであるとのこと。なお、このシステムは職員のみ使用可能であるとの答弁でありました。

次に、公営住宅の保証人について、保証人なしの自治体もあるが高鍋町でもその考えはないのかとの質疑に、現在、本町では保証人は2名としている。仮に条例を改正しても何かあったときの対応策として1名は必要と考えているとの答弁です。

次に、宮田川に流入する塩田川のかさ上げをしてほしいとの要望が出ているが、県はどのような対応をしているのかとの質疑に、現在、県は仮設対応している箇所の本格的事業を行うための測量設計をしています。ただし、工事は未定であるとの答弁でありました。

次に、社会教育課です。初めに、報酬の増減及び科目ごとの要所となる説明を受けております。また、新規事業については、秋月種茂公没後200年シンポジウム事業、高鍋町

美術館20周年記念事業、高鍋神楽記録作成準備調査委員会等の説明を受け質疑に入っております。

委員より、たかしんホールであればプロの演奏企画などが行われてもよさそうだが、収益興行ができないかとの質疑に、公民館は社会教育法で営利目的での事業は禁止されているとの答弁です。別の委員より、文化活動の一環で営利目的でない企画はとの質疑に、チャリティーイベントを検討していくとの答弁でありました。

次に、新規事業である高鍋神楽記録作成準備調査委員会の活動内容及びその人選はとの質疑に、高鍋神楽を国指定の文化財に登録するため、調査報告書を3年かけて作成する予定である。また、メンバーは國學院大学教授小川直之氏、宮崎民俗学会副会長の前田博仁氏、そのほか宮崎民俗学会から外3名を選出しお願いする予定であるとのことです。

次に、町営球場バックネットの整備をするべきと考えるが、予算化しないのかとの質疑に、今回、予算計上していないがバックネットについて協議しているとの答弁でありました。

次に、図書館のあり方、利用方法など、図書館に親しむ仕掛けはどう考えるのかとの質疑に、利用しやすく親しみやすい図書館を目指していくため、図書に興味を持てるイベントを開催していく、またそのPRも行うとの答弁です。

次に、美術費のワークショップの企画とはどのようなものかとの質疑に、錯視効果のある芸術表現についての作品を発表している講師を招いてワークショップを企画している。また、今までの企画も季節、流行を捉えたものであり、好評であったため、今後も継続していくとの答弁でありました。

次に、教育総務課です。初めに重点的に予算配分をした4項目の説明を受けております。1つ目は、学校施設環境の改善、これは、学校施設が全体的に老朽化しており、国、地方ともに厳しい財政状況の中、よりよい教育環境の確保、効率的、効果的な老朽施設の再生によるコスト削減などを目的に学校施設の長寿命化計画の策定等を行うとの説明です。

2つ目は、外国語指導助手派遣事業の充実、これは、現在、1名の外国語指導助手を2名体制として充実を図っていくとの説明でありました。

3つ目は、小学校強化体育サポート派遣事業、これは小学校の体育の事業に専門の指導者を派遣することで児童の運動の関心を高めること、及び教員の指導力向上や指導負担軽減を目的に行うとの説明でありました。

4つ目は、特別支援教育の充実、これは発達障がい等の障がいを持つ児童、生徒が増加傾向にあることから生活支援員1名増加、特別支援学級の増による教室の間仕切り設置工事や必要な備品購入との説明です。なお、これら4項目の説明の後、教育に係る歳入歳出の詳細説明を受け、審査に入っております。

委員より、キャリア教育支援センター事業が目指すものは何かとの質疑に、郷土愛にあふれる児童生徒を育て、ふるさとに貢献できる人材になってもらえればと考えるとの答弁。

次に、部活動指導員配置促進事業を実施するのは西中のみだが、東中は実施しないのか

との質疑に、両校に当初アンケートを行ったが、東中は要望がなく西中のみ要望が上がったためであるとの答弁です。

また、指導員については、単に指導できるだけでなく、学校の方針に賛同、理解していただける方が指導員になるとの説明を受けております。

次に、体育授業サポート派遣者が指導を行う範囲はとの質疑に、学習指導要領に示されている内容で行うとの答弁。

次に、地域に貢献できる環境教育推進事業について、どのようなことを行う予定かとの質疑に、具体的には定まっていないが子どもたちの環境に対する意識を啓発するための物品等の整備、環境教育に関する出前授業、環境に関する施設の見学などが考えられる。また、この授業で実施したことを高鍋西中学校のホームページに掲載し、他校の参考にしてもらう予定であるとの答弁でありました。

次に、健康保険課です。初めに、全体的な概要として、少子高齢化が進む中、平均寿命と健康寿命との差が8年から12年あることから、看護、介護など何らかの支援が必要となること、また健康寿命を延ばしていくことが医療や介護費用の抑制につながることから、次の2つの事業に取り組むとの説明を受けております。

1つ目は、高齢者が居宅施設等で安心して暮らせる環境づくりや高齢者の生きがいづくり、支援など的高齢者福祉事業であります。その具体的事業の一つとして、緊急通報システム事業があり、これは高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯で、慢性疾患等により常時、見守りを必要とする方、日常生活に不安のある方に対し緊急通報装置を貸与し、精神的不安の解消を図ることです。

また、高齢者クラブ補助金は高齢者クラブ活動を支援することで高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動、事業を推進し、明るい長寿社会の実現と健康福祉の向上を図るなど、その他事業についても詳細説明を受けております。

2つ目は、安心して妊娠、出産、子育てができる環境整備、食を通じた健康づくり、予防接種、がん検診等の予防事業などの健康づくり事業であります。その具体的事業の一つとして、各種予防接種事業があり、これは伝染の恐れがある疾病の発生、及び蔓延を予防するために予防接種を実施することで、各種感染症の予防発症、予防体制をつくること。このほかにも乳幼児健康審査事業など、その他事業についても詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、老人福祉施設の入所者が減とあるが、その要因はとの質疑に、死亡等による退所がふえているが、入所が少ない。これは、待機者はいるがすぐに入所を希望せず念のため申し込みをしているという方が多いとの答弁。

次に、健康づくりのためのプール使用については、インストラクターを初めウォーキングなどのメニューはあるのかとの質疑に、管理業務を委託しているイーストリバーのスタッフによる水中教室や幼児教室を開催しているとの答弁でありました。

次に、不妊治療について補助が少ないように思うが、不妊治療に要する一般的な治療費

はいくらくらいか、また治療できる専門病院はとの質疑に、一般不妊治療の場合、保険適用以外の部分を助成しており、1回当たり1万円から2万円、また専門病院として県が指定している医療機関は5件あるとの答弁でありました。

次に、障がいを持つ子どもの早期発見はできているのか、また親が子どもの障がいを認識できるフォローができているのかとの質疑に、乳幼児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診等で気になる子どもは精密検査を受診していただく。なお、これは年に三、四件程度であるとのことです。また、言葉の発達が気になる子どもは「ことばの教室」につながるといった支援を行っております。なお、教室につながらない場合には保育園と連携したり、健診の機会を捉え、保護者へ子どもの状況を伝えながらフォローしているとの答弁。

次に、シルバー人材センターの登録者数はとの質疑に、平成29年度末で113名であるが年々減少傾向にある。これは、会社に採用される方が多いためとの答弁でありました。

次に、高齢者等多世代交流支援施設の利用状況はとの質疑に、施設については楽器の練習、パソコン教室、社交ダンス、高校野球や空手の国際交流の合宿、障がい者団体やガールスカウトなどが利用している。また、施設の一部をNPO法人が障害児通所支援事業で使用しており、現在、指定管理者も含め、施設の有効利用について検討しているとのことです。なお、トレーニング器具は利用者が少なく撤去しているとの答弁もありました。

次に、会計課です。歳入では、県収入証紙売りさばき手数料、これは平成29年度実績を算定根拠にしております。なお、増額となった理由として、県立高校受験手数料の購入促進を図ったことによる売りさばき額の増加が見込めるためです。歳出では、ゴム印、日付印の購入、これは元号改正等に伴う消耗品の購入との説明を受けております。

委員より、車の免許更新時にも証紙は必要であるので、高校受験手数料と同じく、購入促進を図ったほうがよいのではとの質疑に、住民の方に周知してもらうためにも検討するとの答弁でありました。

次に、議会事務局です。歳出では報酬及び共済費の減額、これは、議員定数が16名から14名となり2名削減されたためであります。ほか、旅費では姉妹都市交流費、米沢市市政130周年が計上されております。

委員より、議場傍聴席の障がい者専用席が予算計上されていないがとの質疑に、現在、担当課と協議しているとの答弁でありました。

次に、福祉課です。歳出の主な事業について報告いたします。初めに、社会福祉総務費では、ふれあい総合相談事業、これは常勤の相談員を役場庁舎別館内に置き、来所に電話での日常生活等における悩みや心配ごとなどさまざまな分野における相談に対する事業であります。

次に、高鍋町社会福祉協議会補助金が大きく増額との説明であります。これは、非営利団体である社会福祉協議会における総務及び地域福祉部門に所属する職員の人件費に対するの見直しに行う増額でありました。

次に、障害福祉費では、手話通訳者等及び要約筆記奉仕員派遣事業があります。これは、聴覚障がい者等に対し手話通訳者等及び要約筆記奉仕員を派遣し、コミュニケーション支援を行う。なお、利用者は負担金なしとの説明でした。その他、同費に重度障がい者児医療費、日用生活用具給付等事業、人工透析患者交通費助成事業等があり質疑に入っております。

次に、児童福祉総務費では、第9地区児童用プールブロック塀改修工事、子ども・子育て支援計画ニーズ調査及び計画策定業務など。なお、子ども・子育て支援計画は平成32年度から始まる次期計画を作成するに当たり、高鍋町における子ども・子育てに関するニーズ調査を平成31年度中に実施、平成31年度に計画策定を行うものと説明を受けております。その他、児童措置費、母子福祉費などの詳細説明を受け、審査に入っております。

委員より、社会福祉協議会の運営が苦しいようであるが、他町の社会福祉協議会の状況は調査したのかとの質疑に、近隣市町村の社会福祉協議会の調査は行っているが、事業がそれぞればらばらであるので、一概に比較できないが、本町は他町と比べ補助額が低かったとの答弁でした。

次に、病児、病後児保育では、身体が弱っていると新たなウイルスを取り込む危険性が高く、小児科医の中では勧めていないとも聞く。この点に関し小児科医の意見は聞いているのかとの質疑に、病児、病後児保育を必要としている家庭があると考えるので、今後、小児科医と協議していきたいとの答弁でありました。

次に、手話奉仕員は現在、何名要るのか、また手話奉仕員の研修はどの質疑に、現在、手話奉仕員は県内で53名である。なお、高鍋町の方は平成27年に3名、また平成29年に2名受講し現在5名いらっしゃるということです。また、年間70時間の講習を受けて手話奉仕員の資格を得るとの説明も受けております。

次に、子育て応援フェスティバルの企画はどの質疑に、小学生までの子どものイベントとして定着し、町を挙げて応援している。企画は毎年、実行委員会で検討することとなり、現在はまだ未定ではあるが、実績では、赤ちゃんはいはい競争、食育、三輪車競争、パトカーの試乗など行っているとの答弁でありました。

次に、障がい児保育に関し、適切な保育はなされているのかとの質疑に、わかば保育園では障がい児保育を専門とする園に3名派遣し、少人数教室を取り入れた。その結果、集団行動では見えなかった子どもの行動を把握できるようになったとの答弁、また学んだことを発信し、他の園にも参考としてもらえればとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論あり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、一般会計予算審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

ここで暫時休憩いたします。11時半より再開いたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第23号平成31年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

この予算を見て、予算編成に苦勞されたことがうかがえました。各課から上げられる予算要望はどれも切実で削れない状況にあったと思います。職員は自ら使用するボールペンなどは使いやすいからとマイボールペン者が多いのではないかと私は見ております。また、劣化診断、児湯准看護学校負担金、高齢母牛更新、大時計台の解体、県統合型ホーム支援システム、部活動支援及び小学校教科体育サポートの人材確保など、あらゆる新規事業を含め、たんと住民要求実現のための予算確保、学校施設改善、LED化、道路改良事業、子育て支援事業など、各課それぞれ知恵を凝らし、取り組む姿勢は予算から見えるところです。ふるさと納税予算は減らしても高鍋町財政として使える予算はそう変化はないと見ています。事業者ともども頑張っていただけのもものと信じております。

しかしながら、キヤノンを迎えるに当たり、大盤振る舞いをしたことは事実です。これからは歳入見込みはなくても返済しなければならないことは住民は知らなくても議員は知っております。法人住民税、雇用増大が目に見える形で効果があれば住民からの風当たりも少なくなると思います。町長は選挙では給食費の無料化なども掲げられ、意欲満点でした。しかし、ない袖は振れないし、どうしたものかとのじくじたる思いはあるのではないのでしょうか。企業だけにやさしく住民には厳しい財政運営とならないことを願い、反対いたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。議案第23号平成31年度一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

まずもって、平成31年度一般会計予算につきましては、厳しい財政の中、大変苦慮されながらも、選択と集中による短中長期的な計画を立案し、全体に配慮された予算であると考えます。

そのような中で、南九州大学跡地利用につきましては、執行部、議会はもとより、町民の長年の悲願でありました宮崎キヤノンに侵出に伴う関連予算が当初に比べると増加したことは確かであります。しかしながら、取りつけ道路においても今までとは見違えるような道路になること、町民にとっても大変便利になること、加えて執行部としても防衛省からの補助をとってくるなど、しっかり努力されたこと、また、キヤノン開業に伴い、これから先、大きな雇用が生まれるであろうし、本町にとっても定住化促進につながる可能性

が十分望めること、そして8月の開業に伴い、関係機関の方々が来庁されることで商店街などが活性化することなどなど、本町全体にとってこれから先、必ずやプラスにつながることは確かであると判断しております。

そのための先行投資であると認識しますとともに、今後も本町はもとより国、県ともキヤノンとの連携をしっかりと取りながら、本町活性化への取り組みに息長くつなげてもらうことを要望し、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、議案第23号平成31年度高鍋町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第24号

日程第13. 議案第25号

日程第14. 議案第26号

日程第15. 議案第27号

日程第16. 議案第28号

日程第17. 議案第29号

日程第18. 議案第30号

日程第19. 議案第31号

日程第20. 議案第32号

○議長（青木 善明） 日程第12、議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算から日程第20、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 5番、松岡信博。総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成31年第1回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算、議案第29号平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算、議案第30号平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算、議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予

算、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算です。

委員会は、3月7日、8日の2日間、第1委員会室において委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、今回付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。それでは、議案順に報告をいたします。

まず、議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、上下水道課より歳入歳出それぞれ3億6,944万4,000円で、前年度、当初予算の19.3%の減額である。歳入の主なものは、下水道使用料、一般会計繰入金、歳出の主なものは、土木費、公債費であるとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、浄化センターは長寿命化計画で進捗していると考えますが、これからの年次計画については何があるかとの問いに、浄化センターの更新工事は昨年度で終了したが、今後はマンホールなどの補修と管路の補修が考えられる。現在、高鍋町では管路を布設して20年ほどの経過であり、管路の耐用年数は40年から50年であることから、当面はマンホールの補修が考えられるとの説明でありました。

委員より、合併浄化槽を設置すると住民負担が約2倍近く違うが、これから合併浄化槽へのスタンスに移すとなると下水道区域の開発だけが進み、ほかの地域では進まなくなる恐れがあると考えますが、どのような解決策を考えているかとの問いに、このまま下水道事業を進めると、今までに下水道事業で100億円を超過予算を投入しており、これまで以上の予算が必要となる。来年度からは合併浄化槽の補助金を1基当たり15万円追加して計上しており、下水道でも合併浄化槽でも宅内への配管費用は同じで、合併浄化槽の設置には1基当たり約60万円かかり、下水道へつなぐと受益者負担金の約10万円がかかる。合併浄化槽の設置に対し50万円近い補助金を出すので、下水道と合併浄化槽との費用の差はほとんどないと考えるとの説明がありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、農業政策課より歳入歳出の総額はそれぞれ1,700万5,000円で昨年と同額である。歳入の主なものは雑用水の使用料であり、契約者状況は平成30年度4期現在で98件となっている。高鍋町24件、西都市32件、木城町16件、新富町26件となっており、歳出の主なものは、メーター検針などを行う嘱託員3名分の報酬、一ツ瀬川土地改良区負担金、一ツ瀬川雑用水管理基金積立金であり、基金残高は1,027万8,000円との説明がありました。

質疑に入り、委員より一ツ瀬川雑用水はこれからも利用者が増加するのかなどの問いに、この管理事業特別会計は畑かんを無断で使用していたことを是正するために行う管理事業であるため、利用者は増加しないとの説明を受けました。

委員より、雑用水利用者は畜産関係者だけなのかなどの問いに、畜産関係者ばかりでなく

その他の会社も含まれているとの説明がありました。

委員より、メーターの修理とメーターの購入の項目が2つあるがどういう理由かとの問いに、メーター本体の購入費用とメーター取り付けの費用と分けてあるとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、総務課より西都児湯固定資産評価審査委員会運営のための予算で、各市町村の負担金で運営されているとの説明がありました。

歳入歳出予算の総額はともに33万8,000円で、歳入の主なものは総務費負担金の審査委員会費負担金と一般会計繰入金、歳出の主なものは、審査委員会費の報酬と研修会参加に伴う費用弁償との説明がありました。昨年は3年に一回の評価替えの年であったが不服申し立ては1件もなかったとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、固定資産税の相談件数はないとのことだが、問題を抱えておられる方々はたくさんいるのではないかとの問いに、固定資産税の納付書を送付するときに不服申し立てについての文書を入れているが、今まで申し立てがないので納得し、理解されているものと考えたとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、地域政策課より歳入歳出それぞれに5億4,835万5,000円を計上するもので、内訳は、宮崎キャノンに工業用地を売却した南九州学園への土地代金の支払いや公債費に当たるものと説明がありました。歳入の主なものは、一般会計から繰入金、歳出の主なものは工場用地造成事業費の土地購入費で、南九州大学高鍋キャンパス土地購入費を3年分割で支払うこととしており、3回目に当たる償還金は工業用地造成事業に係る貸付金の元金償還金で県貸付金分2,300万円、銀行等引き受け分に2億2,400万円であると説明がありました。

質疑に入り、委員より、宮崎キャノンについては費用対効果の点でいくつか確認されたのかとの問いに、費用対効果を数値としてはかるには産業連関表が必要となるが、現在、町としては用いていない。今後、作成を予定しているが、実際には操業開始後に検証を行っていきたいと考えたとの説明がありました。

委員より、平成31年度には公有財産購入費の3年分割分の支払いが終わると高鍋町工業用地造成事業特別会計が終わるのかとの問いに、借り入れに関する公債費の支払いが残ることになり継続するとの説明がありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算について、上下水道課より、収入では、水道事業収益が4億7,378万7,000円は、水道料の収益、長期前受け金の戻し入れ、雑収入が主なもので、支出の水道事業費用4億6,590万8,000円は管理委託費、漏水調査費、メーター交換、中央管理棟の警備費などです。資本的収支予算の収入は資本的収入の5,000万3,000円は企業債の受け入れが主なものです。支出の資本的支出は総額2億8,821万2,000円で、結果、資本的収支の支出合計はマイナス2億3,820万9,000円となり、不足分は当年度分損益勘定内部留保資金などで補填をするものと説明がありました。

質疑に入り、委員より、災害対策における浄水場についての考え方はあるのかとの問いに、老瀬浄水場と竹鳩浄水場で災害時のリスクを分担するように考えている。老朽化に伴う計画にあわせて今後考えていきたいとの説明がありました。

委員より、漏水調査を行う理由はなにか、どのくらいの効果を期待しているのかとの問いに、一番は有収率の向上を図るものである。水の有収率が経営に一番影響を与えるため、効果の期待としては前年度以上の有収率の向上を目標に漏水調査を行うとの説明でありました。

委員より、国は水道事業を公共ではなくてもよいとの考え方があるが、外国では水道料の引き上げを初め、水質などの問題点が出てきて、もとの公営にかえた経過があるが、高鍋町の場合、広域化を含めどのような考え方を持っているのかとの問いに、改正水道法でも民営化の話が出てきているが、高鍋町の規模では民営化は難しいと考えている。広域化を検討していきながらよい補助制度あればうまく活用していきたいとの説明でありました。

委員より、経営的の視点から高鍋町の水道事業については健全だと考えているがどのように捉えているのかとの問いに、監査委員の報告からも健全だと考える。しかし、管や施設の老朽化を考えると将来的に相当水道財政的に圧迫するものと考え。当面は広域化を視野に入れながら水道料金をなるべくかえないようにしたいとの説明でありました。

委員より、現在の調査した漏水率はどのくらいかとの問いに、現在の高鍋町の有収率は87.6%で、県全体の平均86%を上回っており、漏水の中には消防のときに使う水や浄水場施設の機械の洗浄のための水量も含まれているとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 11番、中村末子。第1回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件については、一般会計からの繰出金が発生することで一般会計の可決後の報告となります。したがって、文教厚生常任委員会での審査は議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算、議案第25号平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算、議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算の審査を第4委員会室において、3月7日、8日の2日間、委員7名全員出席、担当課長を初め職員、要点筆記事務局2名参加のもとに行いました。

まず、健康保険課から、議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、予算書と資料に基づいて説明を受けました。国保税算定については、県への納付金となりますので、まず県が県全体の医療費計算を行い、65歳から74歳までの前期高齢者や後期高齢者支援分、介護納付費計算を行い、納付金の推計見込みなどを合算するが、県内で11市町村が激変緩和分などがあり、高鍋町国民健康保険税が決定、そのほかに普通交付金、特別交付金、職員給与分などの事務費相当分、財政安定化分、保険基盤安定、出産育児一時金などの歳入があり、歳出では総務費、出産一時金等、国保事業費納付金、いわゆる療養費レセプト、特定健診などの保険事業費があるとの説明でした。

また、高度医療、高薬価によって年々医療費の伸びが大きくなっているとの説明でした。平成30年度からの制度改革により県への納付となり、あらゆる計算式をへて保険税を出

していたときと違い、2年目となると県との連携もスムーズにいくよう努力されていることが伺えました。

委員より、激変緩和との質疑に、平成28年度の1人当たりの税の伸びが県が示す5%を超えた市町村に対して平準化を図る意味で調整される金額とのことでした。

委員より、特定検診の受診率はどうかとの質疑に、41.1%だったのが48.6%にまで上がったとのことで、目標は55%としているとのことでした。

委員より、基金残高及びその使い方についての質疑に、6億8,749万円だが医療費が大きく延びて納付金が多くなったときや伸び率が低かったとき、その事情にあわせて国保税をアップダウンということがないように、ゆるやかな伸びで押さえられるように使いたいとのことでした。

質疑が終了し、意見、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、資料及び当初予算に基づき説明がなされました。この予算は、県広域連合会から示された保険料見込み額を計上し、国保と違うのは県内が同一保険料ということです。所得が18万円以下の方については普通徴収ですが、ほかは年金からの天引きとなります。一般会計からの繰り入れについては事務費と保険基盤安定分、共通分療養給付費分、これは窓口1割を除いた9割分を公費5割、各保険者の支援金4割、保険者1割で負担するものです。

歳出では、総務費は昨年度予算と比較して減となっておりますが、その要因はシステム改修費の減が主な要因とのことです。広域連合へ納付する保険基盤安定負担金、療養給付費負担金は増、共通経費などは減額になっているとのことでした。

そのほか、保険事業費では特定健診事業、温泉無料券交付があるとのことでした。

委員より、温泉無料券は当初の12枚にふやしてほしいとの要望があるとの質疑に、温泉無料券配布については町単独で行っている事業であり、これ以上の負担は難しいとのことでした。

質疑が終了し、意見、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、資料などをもとに説明が行われました。

歳入では、新富町約456万円、木城町では約181万円の負担金、高鍋町負担分約395万円で運営、歳出では介護認定審査委員の報酬などや一般事務経費などの総務費であるとのことでした。

委員より、仕組みはどうなっているかとの問いに、一次判定資料などを新たに加えていると、それによると一次判定と主治医などの意見書を添えて医師を加えた審査を行い、介護度などの判定を行うとのことでした。

委員からの質疑が終了し、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算について、資料なども提出され説明がなされました。

まず、この「私たちの介護保険」の資料から説明を受けました。住み慣れた地域でいつまでも元気をコンセプトに、まず住民からは、相談、要介護認定を受ける、介護の必要な度合いによってサービスを受ける内容が決定、介護認定を受けたけれども、非該当とされた場合、一般の介護予防事業を利用できることが説明されました。自宅介護の場合、訪問介護や入浴、リハビリなどを受けられること、住み慣れた地域から離れずに施設などを利用することもできるなどの説明がありました。それらの問題を解決するために介護保険の予算をつくり、3年ごとの見直しを図りながら保険料等の平準化を図りながら運営しているとのことでした。

介護に係る費用負担は国、県、町が負担する分が50%、65歳以上の方が負担する保険料が23%、40歳から64歳までの方が27%を負担しています。高鍋町全体で必要な介護サービスの総費用掛ける65歳以上の負担分割の高鍋町に住む65歳以上の方の人数で歳出金額6万600円が基準額となり、所得によって保険料が算定されるとのことでした。

したがって、歳入では保険料や国や県からの支出金などが主な内容です。歳出では総務費事務をつかさどる費用や賦課徴収に関する費用などであるとのことでした。また、さまざまなサービスを受けておられる住民の方の費用が種別ごとに分けられ算出されており、その費用総額が保険料及び国県からの負担分を想定して不足すると判断したことにより3億1,900万円の基金のうち約4,333万円を投入し、残りについては途中で不足すると判断した場合、投入されるとのことでした。

基金については3年間で必要な経費を算定しているため、不足した場合に投入できるようにしているとのことでした。居宅、施設入所、デイサービス等、家族の方が介護しやすい環境をつくりながら支援することが介護保険のあり方であり、また元気で長生きをしていただくためにノルディック、生き生き100歳体操、元気アップなどに力を入れたいとのことでした。

なお、日向市の方から、高齢者の方に使っていただきたいと寄附をいただいていますので、生き生き100歳体操などのための折りたたみ椅子などを購入し、本年度は新たに5つの公民館をふやしたいと考えているとのことでした。

委員より、基金繰り入れが4,000万円強あるが残りはいくらかの質疑に約2,600万円であるとの答弁でした。

質疑が終了し、意見、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました案件の報告を終わりたいと思います。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

ここで休憩したいと思います。午後1時5分より再開いたします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時04分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国は、医療費が伸びていることを自治体の責任のように言いながら、国保会計の国負担を減らすことばかり考えているようです。制度変更になり、県が主体となっていることによる作業はふえたのか減少したのか、確かに国保税算出においては多少は軽減されたかもしれませんが、どれだけの請求が来るのかおびえていなければなりません。特定健診などについてもあらゆる手段を使い、努力されていることは十分承知しています。また、住民

の保険税が急激に引き上げられないように、基金も多くしていることも十分承知しています。健康あつての生活であり、家庭、自分です。そのことを住民の方にしっかりと認識できる対応をお願いして賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

下水道事業は、小丸川、宮田川に囲まれ、コンパクトな町ではきれいな水を河川へということでは確かに有効な手段です。しかし、それも国が推進して多くの予算を確保してくれるならということです。近年、浄化槽管理についても経年劣化は避けられず、長寿命化計画を行い、維持管理を行ってきましたが、これもまた限界を迎えているのではないかと考えます。

しかしながら、道具小路地区などでは建築業者が今まで100坪の土地を区分して家を

建て、販売しています。聞きましたら、下水道が完備されており、住みやすい環境だからとのことでした。それ以外にも理由はありましたが、合併浄化槽設置より下水道のほうが利便性があるとのことでした。そのことから考えて、まちづくりには必要な投資だったのかもしれないと考えたところです。

しかし、浄化槽運転には多大な費用が発生しているのも事実です。今回、キャノン工場設置による費用対効果はどうなのかわかりませんが、少なくとも赤字にはならないのではないかと判断しています。住環境に必要な投資と考え賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第27号平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

特定健診を初め、元気で長生き、健康寿命の確立として生き生き100歳体操、ノルディックなど、地域住民と協力できる促しを努力されていることは十分評価できます。施設

介護者もリハビリなどをへて介護認定が下がったと家庭へ戻って来られる方もあるようです。しかしながら、高齢化率は上がり、老々介護を初め、地域での見守りについても限界があります。あらゆる手段を講じ、健康寿命をとする一方で、認知症や現代の医療ではどうしようもない症状もあります。自分で自分を守るとは災害時に聞く言葉ですが、包括支援センターなどはもっと積極的にひとり暮らし、二人暮らしの実態把握に努め、その対策を地域とじっくりと話し合うべきだと感じています。早目の対応が症状を重くせず、家庭で暮らし続けられる秘訣だとあるお医者さんが言われ、人に迷惑をかけたくないのではなく、いっぱいかけてくださいと言われたお医者さんもおられます。

あすは我が身と考え、地域での健康寿命を合言葉に頑張れる介護保険であることを期待して賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第29号平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

キヤノンには、日本でも有数の企業であります。そのような企業に対して、高鍋町実質の予算としては、私は90億円しかないと思っております。そのような自治体が爪の先に火をともして積み立てた財政調整基金を取り崩してまで奉仕することはあってはならないことです。また、大企業は消費税増税があればその法人税を今まで引き下げてきた自民党政権と友好関係にあります。日本共産党は住民こそ主人公の立場で、住民の命と暮らしを守る歴史を持っています。高鍋町でも少なくとも40年以上にわたり、十分ではなくても住民に奉仕するその立場を貫いてきました。だからこそ住民要求をしっかりと提案し、中学校給食などの実現を果たしてきてくれたのです。

また、一昨年は町長の英断で中学校までの子ども医療費が無料化されました。キヤノンとその関係につき込んだ14億6,000万円があれば少なくとも給食費の一部負担はできたはずですが、今、子どもの貧困が問題になっています。負のサイクルとなればまた新たな問題を引き起こす原因ともなります。職員は町長が指示すれば従わなければなりません。今さら反対しても覆水盆に返らずですが、それでもささやかな抵抗を試みたいと思い、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第31号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算に賛成の立場で討論を行います。

水道事業については、国では民間が引き受けられる仕組みづくりをつくりました。民間にお願いしてよかったことが今までであったでしょうか。民間は利益がなければ撤退はすぐです。高鍋の水道事業は短期、中期、長期にわたる計画を遂行し、石綿管から安全な管に布設替えを計画的に行い、間では共産党の借りかえ提案に財務省が応じ、借りかえもでき、利息軽減も図ることができました。それはひとえに職員のたゆまぬ努力と住民への安心して飲んでいただける水を供給するとの思いがあるからだと確信しています。

老瀬浄水場については、経年劣化も危惧されます。地震に対応できる施設も考える必要があると思います。これからも安全、安心の水の供給をお願いして賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 議案第33号

○議長（青木 善明） 日程第21、議案第33号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第33号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、災害復興対策営農支援事業に係る繰越明許費の追加を行うものでございます。本事業は、昨年の台風24号で被災された方の畜舎等の整備に対し補助を行うものでございますが、3月末での事業完了が見込めないことから、やむなく繰り越しをするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議案第33号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、詳細説明を申し上げます。

本事業につきましては、昨年の台風24号で牛舎や畜舎等に被害を受けられました農業

者の方への支援事業といたしまして、国の産地緊急支援事業及び独立行政法人農畜産業振興機構の肉用牛経営安定対策保管事業、養豚経営安定対策保管事業に対し、町独自の上乗せ助成を行うものでございます。

当初の計画といたしましては、早期復旧を目指すために、平成30年度末までに復旧を完了させることを条件としておりましたが、町内外での畜舎等の復旧事業が逼迫し、建設資材等の入手が困難であること、また建設会社等の作業が間に合っていないことなどの外部的要因により事業を完了することが非常に困難な状況となっております。このことから12月補正予算に計上いたしました災害復興対策営農支援事業補助金1,044万8,000円のうち640万2,000円を繰り越すものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。先ほどの詳細説明でもありましたけれども、建築資材がしっかりと確保できる見込みがあるのかどうかということが一つですね。それと、国に補助が、これが繰り越し明許になったからといってまた返してほしいとかいうことではないということだけ、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。まず、資材確保についてなんですけど、こちらで対象者のほうに確認をとりましたところ、それぞれ時期は異なるのですけれども、遅くとも6月までには全ての畜舎の修繕を終えるということで聞いております。

また、返還とかという話なんですけれども、今のところちょっとそういう話にはなっていないので、恐らく大丈夫だというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第33号平成30年度高鍋

町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第22、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第23. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第23、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第24. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（青木 善明） 次に、日程第24、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

これで平成31年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後1時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員